

2018年8月3日

各 位

三菱UFJ信託銀行株式会社

### 個人事業性資金等の貸付（アパートローン等）に関する取り扱いについて

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 <sup>いけがや みきお</sup>池谷 幹男）は、2018年9月28日をもって弊社が融資を実行する個人事業性資金等の貸付（以下「アパートローン等」<sup>(※)</sup>）の新規お申し込みの受け付けを終了し、2018年10月1日より銀行代理業として三菱UFJ銀行のアパートローン等の取り扱いを開始いたします。

<sup>(※)</sup> 個人のお客さま（個人が経営する資産管理会社を含む）がお借入人となる、不動産賃貸にかかる事業資金等を資金用途とする貸付

また、現在弊社からアパートローン等をお借り入れいただいているお客さまにつきましては、関係当局の認可取得を前提として、2019年10月を目途にアパートローン等のご契約を三菱UFJ銀行に移管させていただく方針といたしました。

なお、現在弊社から住宅ローンをお借り入れいただいているお客さまにつきましては、ご契約内容の変更はなく、引き続き弊社がご相談や各種お手続きを承ります。加えて、現在弊社からアパートローン等をお借り入れいただいているお客さまにつきましても、アパートローン等以外の弊社とのお取引内容に変更はございません。

弊社は、個人のお客さま向け貸出業務において最適な体制を検討する中で、2018年3月30日をもって弊社が融資を実行する住宅ローン商品の新規お申し込みの受け付けを終了し、2018年4月より弊社が銀行代理業者として三菱UFJ銀行の提供する専用住宅ローン商品の取り扱いを開始いたしました。今後も業務の効率化を図るとともに、資産運用や相続・資産承継、不動産といった、より信託銀行らしい商品・サービスの提供に注力してまいります。

以 上